

休車措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働していないが抹消登録をせずに保有されている自動車について、以下により手続きをしていただくことで、一時抹消登録された車両と同様、運行の用に供するものではないと解釈し、定期点検実施義務はかかりません。

(1) 山口運輸支局輸送担当部門へ該当する車両の登録番号等、休車期間及び休車開始時の総走行距離を記載したリストを提出する。**※令和5年7月1日以降はリストへの休車の追加はできません。**

休車リスト様式はこちら [※http://www.solasi.com/ymgbus/files/kyushalist.pdf](http://www.solasi.com/ymgbus/files/kyushalist.pdf)

※リストの提出はFAXでも受け付けられます。

山口運輸支局輸送部門FAX：083-923-1036

FAXされた際は電話確認されることをお勧めします。

山口運輸支局輸送部門TEL：083-922-5336

(2) 休車期間を満了した際には、3カ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させる。

【Q & A】

- ・ 任意保険について
 - 休車期間中任意保険の措置は求めない
- ・ 休車期間中に車検の有効期間が満了した場合
 - 休車期間満了後運行に供するまでの間に定期点検＋継続検査を受ければよい
- ・ 全車両休車することは可能か
 - 可能

【本取扱いの適用期間】

令和6年3月31日までで終了。令和5年7月1日以降は休車の追加は受け付けられません。

。

【参考資料】

国土交通省通知文書

http://www.solasi.com/ymgbus/files/R50605kyusya_toriatsukai_syuryo.pdf